

平成21年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

4番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

おはようございます。4番、辻本です。一般質問をさせていただきます。私の一般質問の内容項目は自主財源の確保についてであります。この件につきましては昨日もお二方より質問がありまして、出がらしの感がありますが、できるだけ重複しないように質問したいと思います。

要旨の1番については、町の運営や住民生活に関する施策には財源、特に自主財源の確保が重要であります。そのための対策及び取り組みについて、2点目が、芦屋競艇事業の開始以来、悲願の単独施行に移行しようとしておりますが、このことによるメリット・デメリットは何が考えられるのか。また、平成22年度からの経営方針等をお尋ねし、第1回の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

おはようございます。自主財源確保の1について答弁をさせていただきます。

ご質問のとおり、各種施策を実施していくための財源の確保は重要なものでございます。また、限られた財源をいかに効果的に運用していくことも重要なものだと考えております。そこで、行革に係る財政シミュレーションでは、その財源をどのように運用していくかの方向性をお示ししているところです。財源を確保するための方策につきましては、行政運営全般の多岐にわたっています。したがって、これだというものではなく、いろんな施策を織りまぜて対策を講ずることになります。これらを推進していくために行政改革に取り組んでいるところでございます。

これまでの経緯といたしましては、17年度から取り組んできました第3次行政改革では、各種補助金の見直しや町独自の福祉施策の見直しなど住民の皆さんへ痛みの伴う施策、町職員に対する給与の削減策、町有地の積極的売却施策、各種徴収金の向上策など、行政全般にわたる見直しによる財源捻出を実施してまいりました。その結果、17年度から20年度までの4年間で約10億6,000万円の効果を上げることができました。

今回、22年度からの新たな5カ年計画として第3次行革の第2ステージとして、大綱及び集中改革プランを策定することとしております。その内容は、基本的には17年度の行革大綱を継承していますが、さらに行革を進めていく姿勢を示しています。

ご質問の財源の確保につきましては、行革大綱第2ステージ及び集中改革プランの重点推進項目として、自主性、自立性の高い行財政運営の確保のところで示しているところでございます。

集中改革プラン第2ステージで定める39項目によりまして、財源確保を含めた行政運営を着実に進めていきたいと考えております。

なお、17年度から実施していますこの集中改革プラン中、町有地の売却では、4年間で約7,500万円を公売してきました。これにより、固定資産税などの増収につながっていくものと思っております。

また、これと関連いたしまして、今後、自主財源の確保が見込める事業といたしましては、町営住宅跡地の売却による戸建て住宅事業がございます。これは、浜口町営住宅跡地及び高浜団地の土地売却による戸建て住宅政策の推進、これにより働き盛りの方、いわゆる担税能力のある皆さんに住んでいただき、固定資産税及び住民税の増収を図る施策でございます。

また、さらなる町有地の売却についても進めることにしておりまして、これにより人口対策、企業誘致を進めていき、税収の増につなげていきたいと考えております。

それから、町税を初めといたします各種徴収金に関する徴収率向上策も重要なものでございます。これらの施策を総合的に推進して、財源の確保を進めることとしております。

17年度から推進してきました行革の効果は徐々に出てきていますが、財政運営はいまだ厳しい状況が継続しています。このため、新たな事業を起こす場合は、現在ある事業との統合あるいは現在の事業を廃止するなどのいわゆるスクラップ・アンド・ビルドによりまして、費用とその効果を常に考えた上でそれぞれの施策に取り組んでいかなければならないと思っております。

次にでございますが、芦屋町は全域公共下水道が設置され、各種公共施設にしても本年度中でおおむねリニューアルが終了する予定です。また、学校の耐震化事業にも取り組んでいます。また、芦屋橋のかけかえ事業、魚見公園などの遊歩道設置によります魚見公園一帯と芦屋海岸が連結されることによる付加価値がアップする事業、東町区における国交省の河口堰魚道改良事業、山鹿河口における国交省のかわまちづくり事業、県事業でございます芦屋海岸の里浜事業が実施されることになっておりまして、環境及び観光面でさらなる魅力のアップにつながり、観光事業の推進及び交流人口の増加が期待されています。これら施設を有効に利活用して魅力あるまちづくりを推進することで、活性化にもつなげていきたいと思っております。

次に、本町にとって重要な財源確保の手段でございます競艇事業を充実することにより、財源を捻出していくことが大切でございます。つきましては、収益力向上で町の財源に寄与することが肝要だと考えております。

最後になりますが、22年度で第4次マスタープランの計画年次が終了いたします。このため、新たな第5次のマスタープランを今年度及び来年度の2カ年で策定することとしております。第5次のマスタープランは、今後10年間の基本構想を定める町の重要な計画になります。計画では、財源問題も含め、あすの芦屋町をどのように施策展開していくかを定めることになります。

このため、議会の皆さん、住民の皆さんの意見をよく聞き計画策定を進めていかなければならないと考えております。

以上で財源確保に関する説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、2点目の競艇事業の関係で、単独施行に移行した場合のメリット・デメリットは何が考えられるかということ、それともう一つは22年度からの経営方針ということでございます。

このメリット・デメリットにつきましては、今現在、構成町であります二カ町が12月定例議会中でございますので、余り詳しい内容については控えさせていただきたいと思いますが、先般の一般質問にもありましたように、構成町二カ町につきましては、今までのいろんな累積赤字の処理の問題の経緯それから今後の財政計画こういったものを見て、総合的にそれぞれの町で判断されたものだと思っております。

芦屋町におきましては、今回のお尋ねのメリット・デメリットの件でございますが、この目に見えるといいますか計数的なものからいきますと、単独施行になりますと、現在競艇施設の借り上げ料それとかモーターボートの借り上げ料、こういったものについて消費税が賦課されております。こういったものが単独施行になりますとこの消費税というのは払う必要性がなくなってまいりますので、これの効果が計数的には非常に大きなものがあると思います。それと、単独施行になりますといろんな議会だとか公平委員会、監査委員会こういった関連の経費も不必要になってまいります。それとか組織の合理化、こういったもの等でかなりそういった計数的なものでは効果が出るというふうに判断をしております。

それと、数字に上がらないようなメリットといいますかこれにつきましては、施行部門二カ町とオーナー部門の施設会計こういったものが一体となるわけで、こういった形態になりますと意思決定そういったものも速やかにできるというようなことで、目に見えないものとしてはこういった効果があるのではないかと考えております。

それで、この単独施行というこの施行権の価値をどう評価するのかということ、それと将来いろいろとまだ予測しがたい項目ございますけれども、将来得るであろういろんな利益関係こういったもの、これを今後どう評価していくかというのが大きなメリットではないかと考えております。

ただ、これは昭和27年に芦屋競艇が単独施行といいますか競艇事業を始めようとしたときに、ご存じのように人口要件の3万という人口要件ございまして、これが単独施行にできなかったというものが、54年ぶりに関係町の議会議決が終わればそういった単独施行ができるということ

になろうかと思っております。

そういったことでいろいろな、デメリットの分もまたいろいろあろうと思いますが、なかなか予測しがたい部分もございますので、そういったところで回答にさせていただきます。

それとあと22年度からの経営方針ということでございます。これはきのうの質問もございましたように、22年度の事業計画につきましては、現在二カ町施行組合の予算関係それと施設会計の予算これを統合したものの予算を作成するように今調整作業をしております。これにつきましては、新年度の予算につきましては、芦屋町の議会で議決をすればいいということでございますので、きのう町長もお答えしましたように、芦屋町の議会の中全員の皆さん方の審議を経て当初予算が決定されますので、その折に詳しい経営方針なりそういった取り組みをお示ししたいというふうに思っております。

ただ、競艇事業につきましては収益事業ということでございますので、これまでの事業方針である売り上げの向上策いろんな経費の削減策こういったものを積極的に推進して、経営の安定化を図っていきたいというふうに考えております。

特に、皆さん方にも前にご説明しましたが、この中で特に本場の落ち込み関係がもう全国的にも大変厳しいものがございます。いわゆるボートピアだとか場間場外発売、こういったもので売り上げを支えているというような状況もございますので、今後場外発売場の推進だとか営業日数の拡大、こういったものの取り組みをしていきたいというふうに今考えております。詳細は今回の3月定例の折にまた詳しくご説明できると思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

それでは、まず要旨1について2回目の質問をさせていただきます。

ただいま説明を受けましたが、確かに厳しい経済状況の中で対応するために、今まで行政のスリム化や歳出を初めとする歳出削減を目指して、平成17年度からの第1次行政改革プランの効果として10億6,000万の効果があったということでございます。さらに22年度からは第2次ステージに入るということになっておりますが、ご存じのように行政運営は歳出削減のみならず、自主財源である町税等の収入をどのようにしたら安定的に確保できるかという視点がとても大事なことだと私は思っています。今説明がありました中で徴収率の向上というのがありました。そこで、では、特別会計も含めて町税とそれぞれの各課にまたがる受益者負担額の滞納額についてはどのようになっているかをまずお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 入江 真二君

おはようございます。それでは税務課から説明させていただきます。

まず、国からの地方への税源移譲によって、自治体の財源というのは議員さんもおっしゃるように自助努力により確保しなければならない時代へと変革しております。税務課としましては自主財源の確保という観点で取り組んでおり、現在までの取り組みについての結果をご説明いたします。

本町の重要な自主財源でございます個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税ですが、このうち主な税として個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の平成20年度分の収納率の状況についてご説明いたします。

個人町民税については、現年度徴収率98.3%、滞納繰越分については16.1%、平成21年度の滞納繰越額は4,869万3,000円となっております。固定資産税については、現年度収納率が98.1%、滞納繰越分14.7%、平成21年の滞納繰越額は7,127万1,000円となっております。国民健康保険税については、現年度収納率93.7%、滞納繰越分9.7%、平成21年度、滞納繰越額は1億4,858万1,000円、合計の滞納繰越額は2億6,854万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

環境住宅課でございます。町営住宅の管理をしております関係で、住宅の使用料関係につきましてご説明申し上げます。

平成20年度の現年度分でございますが、収納率につきましては96%となっております。滞納分につきましては8%といった状況で、合計の収納率につきましては77.2%となっております。この合計収納率を前年度と比較いたしますと1.5%の減となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、保育料の滞納についてご説明申し上げます。

保育料につきましては、20年度で現年度の収納率が98.6%、滞納の額といたしましては、現年度約100万でございます。同じく滞納分が33.0%ございまして、滞納分の滞納額が

約386万ということでございます。したがいまして、滞納と現年度分合わせましての収納率が93.8%ということでございまして、滞納額としては約486万でございます。ただ、これも18年度がちょっと落ち込んでおりまして、合計で89.8%だったものが、19年度92.7、20年度につきましては93.8ということで、徴収率の強化を図ったことでこういうような成果につながったということで認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

20年度から始まりました後期高齢者の保険料ですが、徴収率が99.35%です。滞納額が69万610円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

給食費関係をご報告いたします。現年分で95.8%、滞納額が289万、それから滞納分につきましては5.6%で未納額が約1,500万ほどございます。合計しますと77.8%の収納率で滞納額が1,877万ほどになっております。

次に、奨学金の関係でございますけれども、現年分で78.6%の徴収率です。繰り越し分が194万円、それから滞納分としましては4.5%の収納率で約1,900万の滞納額、合計しますと27.4%の徴収率で滞納が2,130万ほどになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

ただいま、それぞれの所管における滞納額等を説明していただきました。総額約3億2、3000万になるかなと思いますが、この金額について非常に大事な部分だということを皆さん認識しなきゃいけないと私は思います。

そこで、町税分について税務課長にお尋ねしますが、20年度の町税、いわゆる町民税、固定資産税、軽自動車税ともう一つ国保の分がありますが、この国保の分についても税務課で対応してあるということですので、その合計額を先ほどちょっと聞きますと2億6,800万円となっています。20年度からの対応されました国税職員の導入によって、これまでどのような徴収体

制と徴収方法をとって、どのような効果を上げてきたかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 入江 真二君

それでは、税務課の徴収についての取り組みについてご説明させていただきます。

まず第1点目としまして、徴収体制の強化を図るために、平成20年8月から国税OBを滞納整理指導員として雇用しております。この主な業務としましては、滞納整理事務及び困難事案等に係る研修、指導、助言等により職員の徴収技術の向上を図っております。またあわせて、町職員を平成20年9月から半年間、県の税務課へ実務研修生として派遣しております。この派遣により県職員と一緒に納税折衝、財産調査、搜索等徴収技術の向上及び意識改革を図るために派遣しております。

また、町の徴収部門の横の連携を図るために福祉課、住民課、環境住宅課、学校教育課による徴収事務連絡調整会議を開催し、各課での取り組み等について意見交換をしております。そして各職員の徴収能力の向上と意識改革を図り、町全体で収納率の向上につながるような取り組みを行っております。

第2点目に、徴収の取り組みとして、毎年10月から12月まで徴収強化月間と定め、その間、夜間徴収、電話催告等を実施しております。特に納税折衝に当たっては、納付誓約書や延滞金の徴収等を確実に行うことで、納期限内に納められた納税者との納税の公平という見地で滞納者と折衝しております。

しかし、悪質など申しますか滞納者に対しては財産調査を行い、預貯金、給与、不動産等の差し押さえを行っております。この差し押さえについては国税OBの滞納整理指導員の指導によるものが多く、平成20年度については合計66件、金額約800万弱の差し押さえを行っております。

これらの取り組みによって平成20年度の町民税、固定資産税、軽自動車税の各現年度分並びに滞納繰り越し分の収納率は対前年度を上回ることができております。

国民健康保険税については、前年度分よりもマイナス0.9%の収納率となっておりますが、これは平成20年度に後期高齢者医療制度ができたことに伴い、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴って約1億の減収となっております。ですから、前年度に比べて収納率が下がっております。仮に、後期高齢者医療分と国民健康保険税の合計での収納率を出すと約95%となり、昨年度を上回る結果ということになっております。

それと、第3点目です。課税の取り組みとして公平で正確な課税対象の把握ということで取り組んでおります。当初課税後において未申告者等の調査を行い、未申告者数を減らし、公平で正

確な課税により自主財源の確保を図っていこうと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

ただいまの説明の中で確かに効果が上がっている分があると思いますが、私が申し上げたいのは、冒頭申し上げましたように町税等の自主財源というのがこれが減少するという事になれば、一方では、一概に言えませんが公債費が増加することにもつながってくるというように私は思います。今の説明の中で滞納額、町税だけでも1億2,000万、これは20年度決算でいきますと総額の2%に該当する。一方の考え方は700万円の職員さん、700万円収入のある職員さんとすればもう約20名分に当たってくるということになります。この額はとても大きいというふうに感じてます。したがって、各課の連携そして情報交換して収納率を上げると、上げているというふうな話でございましたが、一概にそれが本当にそうなっているのかというふうにも思われます。滞納は仕方ない、基準に該当したからもう不納決損で処理するんだというような安易な考え方といいますか意識が低かったり、財政難に対する危機感が足りなければ到底徴収率は上がるはずがありません。そこで、もう一度質問しますが、滞納者については幾つかの種類が滞納していると思われます。実際に税務課長は今のような体制をとっておりますが、この徴収体制と方法でいいと思われますか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 入江 真二君

現在、芦屋町では行革に伴い職員の数が減らされておる状況でございます。その中で国税OBの滞納整理指導員を雇用していただいて、それで詳しいいろいろな研修等で教えていただいておりますので今の体制で、いきなり大きな成果というのはなかなか上げられるとは思っておりませんが、地道にその成果につながるように頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

先般テレビ見てましたら、滞納徴収機構というのを創設してる県がありました。その機構はどんなことをしてるかという、ある県ですけれども、各市町村からの要請に応じて滞納処理を請け負ってるというふうには報じてました。そしてその件についてですが、福岡県にはそういう制度

がありますか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 入江 真二君

滞納整理機構に当たるような福岡県に制度はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

企画政策課長にお尋ねしますが、改革プランによって職員が減少し、業務が法律の改正等で業務が非常に増加していると思います。そういう中で、今の体制で徴収率をアップするのが現実的には厳しいものであるんじゃないかと思いますが、そこで、専門的な徴収対策室の設置とか徴収チームというのを創設したらいかがかと思いますが、その件についてどう思われますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

平成16年度ころは約200名程度の職員がおりました。これ行革の関係でどうしてもやらなければならない状況がございまして、今現在医療職を除いて155名体制でやってきております。その中で新たな室というんですか徴収室、徴収課みたいなものを設けるとというのが組織上非常に厳しいものがあるかと思いますが、徴収体制についてはその人員まだ、——これはもう私の知っている限り基本的には変わっておりません。その中で徴収率もいろんなところで推移はしてきておるんですが、現行体制の中でやっていける可能性というのは十分あるというふうに考えております。やはり1万5,000程度の町の中でそういう特別な室を設けるとか特別な課を設けて集中的にやっていく体制づくりというのが非常に厳しい状況にはあると、このような認識をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

確かに職員数が減ってますのでそういう考え方もあるかと思いますが、私は逆の考え方です。今少ないから今やってる業務が非常にふえてるんです。それから考えると、もう二、三名でいいんです、極端な言い方すると。そういう体制要するにチームをつくって私は取り組むべきだと思

いますが、この件についてはさらに検討されることを申し上げておきます。

次に、町税いわゆる住民税や固定資産税等については、これは安定収入の確保のために欠かせないことです。その財源の確保の方策として先ほど言われましたが、高浜・浜口町住跡地の売却計画があります。その進捗状況はどうなってますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

進捗状況につきましては、一応今更地になっている箇所がございます。その箇所の測量を1月末までにやってしまいたいと考えております。また、米軍が駐留していたころ等の地下埋設物があるということが判明しておりますので、その除去工事につきましては来年3月末までにやり上げたいと。したがって、22年度のできるだけ早い時期に公売をかけて公募していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

では、売却までにはいろんなさまざまな課題は大体クリアしてきたということのようですが、もう一つ、現在町有地、要するに普通財産の売却を進めておられます。この売却可能な件数はどのくらいあるんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

お答えします。普通財産の分を財政課のほうで管理してるわけですけど、今基本的には250平米以下については価格を公示して売り払ってるという状況です。今後、第2ステージのほうに向かって考えてるのは、500平米以上の一般競争入札にかけてする物件を今整理してるわけなんですけど、大体500平米以上で普通財産上大体80筆ほど筆数でいけばあります。——普通財産全体では250筆です。そのうちの500以上が大体80筆ほどあります。この80筆ほどあるわけですけど、のり面だとかいろいろな状況でもう売却が不可能だということの分は精査してますので、今後につきましてはこういう、今まで250平米以下しか売ってない、宅地としてしか売ってないものを、今後はそういう企業誘致だとかいろんな面で使えるものを取り入れるためにも今後売却を積極的に進めると、そのための検討を22年度から、現在も行ってるわけですけど、22年度からなるべくシステム化を早くしたいなというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

先日、この財政シミュレーションが配られましたが、この町税の平成21年度から22年度からずっと見たときに、マイナス0.3%というふうに予測されております。今の話、高浜、浜口町住跡地とか今の普通財産の売却とかそこらあたりを考えてあるとするならば、この数字というのはちょっと当てはまらないんじゃないかなと私は思います。この件についてはいかがですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今辻本議員さんが言われたような内容は想定をしておりません。一般的に20年度決算を踏まえて、今後の動向を踏まえた中で0.3%が妥当だろうということでの計画ですので、そういう数字は入っていないということをご理解してください。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

とにかく厳しい財政状況にあるわけですから、もう少し危機感を持ってスピーディーな取り組みを私はすべきだと思います。いろんな戸建て住宅の売却等については、人口がふえることによって地方交付税にも反映されると思いますし、税収にも反映してくると思います。そこで町長にお尋ねでございますが、町長は常々、職員力という言葉を出されます。この時期だからこそ全庁的な私は先ほど言いました徴収率のための施策や今の土地の売却による人口対策、いわゆる自主財源の確保については喫緊の課題であると考えます。この件について町長はどのように考えられておるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさに、今行政に求められておるものはスピードであります。スピード化するにはどうしたらいいかということで、まず言われるように職員力の強化であります。いろいろやっていく中で職員も一生懸命やっておるんですが、例えば今の高浜の町住跡地にまさか埋設物があるというのは想像もしてなかったわけでありまして。そういうような今町有地売却につきましても隣地の問題、そこで隣地の方等の協議が長引くというようないろんな問題点が次から次に出てまいりまして、私自身も歯がゆい思いをしておるわけでございますが、今後、スピード化については十分また、

いわゆる並行してやりなさいと、一つ終わったら一つの段階するのではなく、できることは並行してやればスピードアップになるのではないかというふうに指導はしておるわけであります。議員ご指摘のやはり自主財源の確保というのは非常に大事なことでございます。芦屋町は長年におたつて競艇にどっぷりと頼ってきたわけでありますが、競艇事業もこういうふうになかなか底が見えない事態となりまして、そのことも取り組んでいかなければならないと思います。

いろんな今ご質問があつて各課長が答弁したように、各課においても職員力、職員力の職員の教育というのはなかなか目に見えないものがあるかと思うわけでありますが、今の徴収率も着々と効果を上げているのは私はその成果が上がってきておるものと自負しております。今後第2ステージ、行革の第2ステージに入るわけでありますので、そういうことも含めてスピード化ということをもまず第一に取り上げて、今後町政を担っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

ただいま町長の言葉でもスピード化というのがあつたと思います。このことは本当に大事なことだと思いますので、全職員さんがこのスピード化というのも一つ共有して、さらに努力していただきたいと思います。

これで要旨1については質問を終わります。

次に要旨2についての質問に移ります。

まず、芦屋競艇事業は、長年にわたる競艇事業経営のおかげで、芦屋町の財政運営や町民の生活基盤の整備というのに大きく貢献してきた経過があります。この競艇事業は芦屋町にとって他町にない特別な収入財源であるということも事実であります。ただ、昨今の経済状況であるがゆえに、これからの経営いかんによっては町の財政運営に影響を及ぼすことにもなりかねません。このことは執行部、議会が競艇振興策をしっかりと展開していかなければならないということになると思います。そこで、仮定の話、たらの話になりますけれども、二カ町離脱後の経営姿勢が大変重要な要素であると考えますので、そうなった場合の考えは持つておくべきだという思いから質問させていただきました。そこで競艇の事業経営について、先ほどメリットの話もありましたが、基本的な考え方としてどのような経営体制で臨もうと考えておられるのかお話ししたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

経営体制ということでございますが、今現在関係町の議決を得るべくしておるんで微妙なところでございますが、今現在、単独施行するということになりますと条例の整備、規定の整備が必要でございます。これについては現在その作業を進めておりまして、一度、1月から2月ごろにかけてまして、その概要については議会のほうにもご相談をさせていただきたいというふうに考えております。かなりそういった内容について協議をしなくてはいけない部分が出てくると思いますので、今その作業をしておりますので、それができたときにその分をお示しした中でご説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

経営につきましては、今年度から二カ町施行組合につきましては、公営企業会計の一部適用をスタートしたばかりでございます。考え方としては、この公営企業という精神で施設会計の分も統合した会計処理をしていくということ、きのうもお話をさせてもらいました。こういうような公営企業という精神に立って今後運営をやっていくという、そういった方向を現時点では考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

私はちょっと申し上げたいのは、会計方式だとか予算だとかそういうことじゃなくして、ある競艇場に行きましたらボート事業の担当部局といいますか、その責任者に全権委任して経営するということがありました。その結果、売り上げはもちろんアップになっておりますし、そのおかげでいろんな、3カ年計画を立ち上げ、その結果で成果が出てきた。そのおかげで職員や従業員さんの意識が大きく変わったというふうに言われてました。私はこのような例に倣うべきは倣って、担当部局に責任と権限を与えてリーダーシップが発揮できる体制にすべきだと私は思っております。

そこでもう1点お尋ねしますが、事業経営で大切なことは営業部門をどのように強化できるかということだと思います。単独開催になればゼロからの出発です。営業活動を積極的に展開して、その結果を出すための職員の配置についても、今までの従来的人事配置という考え方じゃなくして、やはり公募でもしてやるような気構え、熱意がないと、今の厳しい経営の時代には対応できないと考えます。この点については何か話ができるものがあれば話してください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

今、辻本議員が言われましたのは、全国の中で公営企業法の全面適用というような形をして運

営をしている施行者が何カ所かございます。九州では大村競艇等々が全面適用ということで企業管理者という形で運営をしている、そういったものを言われてるのかなというふうに思いましたが、他にもそういった公営企業法の全面適用して、ある競艇場では民間からスカウトしてきたというような部分もございますが、なかなか民間の経営ということよりも、やはり競艇事業にやはり精通しておかないとなかなか難しい部分がございます。必ずしも民間の精神でそういったボート事業がやっていけたかということになると、そうでもない事例もございます。ただ、今言われるように大変厳しい状況ですので、やはりある程度の権限を委ねて積極的な展開をさせていくというのは大事なことではないかなというふうには思っております。

人事関係等々につきましては、これ今回の3月中に皆さん方にお示しする中で、いろんな組織機構の関係の部分についても整備をしなくちゃいけない部分がございますので、その中で競艇事業の中の職員の定数あたりについて組織についても皆さん方と説明をさせていただきたいと思っておりますので、その中で競艇事業をやるスタッフの分については大事な部分でもございますので、もうそれも含めて人事の配慮をするというようなことになろうかと思えます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

先ほどから言ってますが、今の時点、状況はよくわかってるんです。わかってるんですが、3月のときにはもう事業計画、予算というふうになってきますので、私が言わんとするところは考えていただいて取り組んでいただければなというふうな思いがあって質問させていただきました。本当に今申し上げましたように先ほどから申し上げておりますように経営の体制、今度から取り組む腹構えというのは非常に大事な部分でございますので、そこを提案して私の質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。